

令和4年度事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢化や核家族化の進行さらには転出超過に伴い、生産人口の減少、高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、地域力の低下が憂慮されている。

また、新型コロナウィルス流行の影響により様々な活動が制約される中で、地域社会とのつながりの場の減少、休職や離職、収入減少による生活困窮者の増加などが懸念されている。

東日本大震災・大津波から11年が経過し、国が定める第2期復興・創生期間の中、東日本大震災被災者生活支援事業が昨年度をもって終了した。しかし、住民が抱える心の悩みや生活の不安が消えるわけではなく、より細やかな支援が必要となっている。

こうした状況に加え、自殺や引きこもりへの対応など、福祉に関するニーズも多様化しており、村内の福祉課題に対応した支援方法を、地域住民、行政、関係機関・団体と共に考え、創出することでの地域力の向上、地域福祉の充実が求められている。

このような状況を踏まえ令和4年度は、

- ・地域での「ふれあいいきいきサロン」の開催等による生活不活発病予防・閉じこもり等孤立の防止
 - ・住民相互の支え合いによる「地域コミュニティネットワーク」の構築や「生活支援体制整備事業」等の実施
 - ・通院支援や生活支援を進めるため「地域福祉事業」の実施
 - ・高齢者・障がい者等の「見守りや社会参加活動」の促進及び「権利擁護や成年後見制度」の利用周知
 - ・放課後児童の健全育成や遊び場づくりのため「放課後児童クラブ」の実施
 - ・「生活困窮者に対する相談支援」の実施
 - ・第2期地域福祉計画をふまえた「第2期地域福祉活動計画」の策定及び推進
- などを行い、より一層住民の立場・視点に立った活動や支援などを進め、誰もが住みなれた地域の中で、健康で生きがいを持ち、笑顔で安心して生活できる地域づくりを進めるための事業推進に努める。

II 重点事項

1 事務局体制の強化

さまざまな地域の福祉課題に対応できるよう職員の資質向上を図るとともに、自主財源の確保、業務体制の効率化や見直し、経費削減などに努める。

なお、本年度の職員体制は、事務局長、事務局職員4人（主査級2人、主事級1人、無期労働契約臨時職員1人）、事業職員6人（放課後児童支援員）とする。

また、住民サービスの向上を図るため、行政と連携を図り、野田村保健センターに事務局を配置し、事業展開を図っていく。

2 在宅生活や地域課題解決の支援

在宅高齢者の保健衛生や福祉の向上のため、紙おむつ給付事業の継続実施や見守りが必要な高齢者に対し「福祉安心電話」による緊急通報等への対応を行う。

また、生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター」を配置し、地域や住民相互のネットワーク構築支援、地域課題を解決するため様々な資源を活用した生活支援サービス実施のほか、「地域福祉事業」を実施するため、地域福祉支援員を配置し、通院支援事業や有償ボランティアによる生活支援事業を行う。

3 児童福祉関連事業の推進

玉川児童館の管理運営を指定管理者として受託するほか、放課後児童の健全な育成を推進するために、「放課後児童支援員（玉川2人、城内（2単位）4人）」を配置し、放課後児童クラブ事業を実施する。

4 ボランティアセンター事業の推進

地域福祉の担い手であるボランティアの新規発掘と育成を進めるため、ボランティア希望者向けの研修会の開催や、活動の場の創造など環境整備を行いながら、意識啓発と活動の活発化に努めるほか、村外ボランティアの受け入れ等のコーディネートを行う。

5 相談活動や地域支援活動の推進

(1) 心配ごと相談所の開設

心配ごと相談員を委嘱し、住民の生活上のさまざまな困りごとへの相談に応じ、悩みの解決に向けた対応を進める。

(2) ふれあいいきいきサロン事業の推進

地区公民館等でのサロン事業の開催により、地域コミュニティの形成やボランティア活動の促進を図る。

(3) 権利擁護や成年後見制度の推進

高齢や障がい等により判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用が適切に行われるよう、久慈市社会福祉協議会（久慈地域成年後見センター）と連携し、日常生活自立支援事業（あんしんねっと）や成年後見制度の利用の推進に努める。

(4) 生活困窮者自立支援事業の推進

生活保護に至らない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」の活用にむけ、潜在的対象者（ひきこもりや何らかの理由で相談に来られない人など）を発見するため、民生委員・児童委員と協働し、岩手県が設置する「生活あんしん相談室（久慈市社会福祉協議会内）」と連携しながら、必要な情報交換や支援を行う。

(5) 第2期野田村地域福祉活動計画の策定及び推進

平成29年3月に策定した「野田村地域福祉活動計画（5ヵ年計画）」の見直しを行い、さらに5年間の計画を策定し、計画的な事業推進を図る。

III 推進計画

1 会務の運営

- (1) 理事会の開催 3～4回
- (2) 評議員会の開催 3～4回（定時3月、6月）
- (3) 監事会（定期監査）の開催 4回

2 地域福祉・地域支援活動

(1) ボランティアセンター関連

- ① 村内ボランティア活動プログラムの開発や新規登録の推進
 - ② ボランティア研修会の開催や参加等による意識の普及・啓発
 - ③ 村外ボランティアのコーディネートや支援
- (2) 野田村ボランティアまつり、野田村社会福祉大会（隔年）の開催
 - (3) 福祉教育の推進や社会福祉協力校の指定（野田小、野田中）
 - (4) ふれあいきいきサロン事業の推進
(住民主体による、地区公民館等での健康相談、介護予防、趣味活動、軽スポーツ、語らいなどの活動の推進)

(5) 野田村地域支え合い活動助成の実施

（村内で、村民を対象とした生活支援、健康づくり、交流活動、地域活動等を行う団体及び法人へ共同募金による助成）

(6) 在宅要介護者に対する福祉サービス事業の推進

（紙おむつ券の給付や車いすの無料貸出など）

(7) 福祉安心電話を活用した緊急時の通報など見守り活動の推進

（青森県社協見守りセンターとの連携）

(8) 生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーター[1人]の配置）

(9) 地域福祉事業の実施（地域福祉支援員[1人]の配置）

(10) 通院支援事業の実施

医療機関へ通院の際に移動が困難な高齢者や障がい者に対し、週3回乗合自動車を運行する。

(11) 有償ボランティアによる生活援助事業の実施

窓ふきや草取りなど生活上の困りごとへ対応するため、登録制による生活援助

(12) 無料職業紹介所（仮称）事業の実施

村内の求人者と求職者をつなぐプラットフォームの立ち上げ

(13) 成年後見制度の推進及び久慈地域成年後見センターとの連携

(14) 第2期地域福祉活動計画策定に向けた調査及び策定委員会の設置

3 障がい(児)者福祉活動

(1) 障がい者交流会や結いっこフェスタ等への協力

(2) 障がい者の社会参加や自立支援のための援助、情報提供

4 母子・父子・寡婦福祉活動

- (1) 母子・父子・寡婦世帯の支援等に関する調査
- (2) 母子父子寡婦福祉資金等に関する情報提供

5 児童福祉活動

- (1) 社会福祉協力校の指定及び援助（福祉関連授業への協力など）
- (2) 玉川児童館（指定管理）運営及び放課後児童健全育成事業（玉川、城内地区児童クラブ計2カ所、3単位、放課後児童支援員6人）の実施
- (3) 児童クラブ交流・体験事業の実施
- (4) 野田村スポ少・部活・課外活動応援助成の実施
（村内で活動を行うスポーツ少年団[児童・生徒による活動であれば文化活動を含む]への助成[6団体×15,000円]）

6 生活困窮・要援護世帯福祉活動

- (1) 要援護世帯等に関する調査
- (2) 低所得者等に対する更生援助活動の推進（生活福祉資金やたすけあい資金の活用及び相談援助）
- (3) 生活福祉資金相談員の配置（兼務1人）
- (4) 久慈市社会福祉協議会「生活あんしん相談室」との連携
- (5) 日常生活自立支援事業（あんしんねっと）の推進及び基幹（久慈市）社協との連携

7 相談活動

- (1) 心配ごと相談所の開設（心配ごと相談員の委嘱）
- (2) 特別相談の実施（他機関で行う出張相談等との連携により実施）

8 企画・調査、広報活動

- (1) 総合的な福祉サービス提供のための調査研究、企画立案と実施
- (2) 広報紙「福祉だよりのだ うえるびい」の発行（年2回）による情報発信
- (3) ホームページやブログ更新による定期的な情報発信

9 福祉関係団体支援活動

- (1) 岩手県共同募金会野田村共同募金委員会事務の受託、実施
- (2) 野田村民生児童委員協議会事務の受託、事業運営への協力
- (3) 野田村老人クラブ連合会事務の受託、事業運営への協力
- (4) 野田村身体障害者協議会事務の受託、事業運営への協力
- (5) 野田村母子寡婦福祉協会事務の受託、事業運営への協力

10 その他の福祉活動（連絡調整等）

- (1) 久慈地区広域社協連絡協議会との連携、広域的活動への参加
- (2) 福祉関係団体、ボランティア団体、関係機関等との連携、協力
- (3) 共同募金運動（赤い羽根、歳末たすけあい等）への協力 など